

平成28年度鳥取県環境審議会（第1回）

日 時 平成29年1月16日（月）

午前10時～11時30分まで

場 所 ホープスターとっとり 7階 銀河の間

○太田次長

失礼いたします。定刻となりましたので、ただいまより平成28年度鳥取県環境審議会（第1回）を開会させていただきます。

開会に当たりまして、鳥取県生活環境部長より御挨拶を申し上げます。

○広田部長

皆さん、おはようございます。県の生活環境部長をしております広田といいます。

きょうは年明け早々、皆さん何かとお忙しい中、たくさん御参加というか、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本来ですと、この環境審議会を開催する折には会長さんのほうから御挨拶をいただくところでございますが、本日というか、本年度ちょうど改選をしたところでございますので、まだ会長さん、副会長さんとか、そういった役の方が決まっておりませんので、私のほうから一言挨拶をさせていただいたらなと思います。

この環境審議会と申しますのは、県の環境に関するいろんな計画ですとか、法定のそういう計画を策定したり、いろんな検討を、重要事項を検討する際に、それぞれの皆さんの専門的な立場からいろいろ御意見を聞く場ということで従来から開かせていただいておりますので、今年、このたび新たに委員になられた方もございますので、後ほどまた詳しくは説明があると思いますが、2年かな、任期は、なりますが、いろんなそれぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見をいただければというぐあいに思う次第でございます。

環境面でいいますと、昨年11月にちょうどパリ協定が発効したということで、私どもも環境に取り組む部局としては新たな展開が地球規模でなされるということで、鳥取県も環境先進県、環境立県ということで環境を非常に重視して取り組んできたところがございますので、また、このパリ協定が発効し、そういった環境に対するいろんな取り組みがこれから活発になっていく中で、鳥取県としても、これまで以上にそういった環境の取り組みをトップランナーとした、そういった取り組みを進めていけたらなというぐあいに今考

えておるところで、来年度予算もそういった取り組みに資するような予算を、今、検討しているところでございます。もともと鳥取県はボランティア活動とかも非常に活発なところで、環境団体もたくさんおられる。また、きょう飛行機の関係でお一方欠席になりましたが、こどもエコクラブというか、子供の時代から環境学習なり環境の取り組みというものを非常に重視してきたところもございますので、若い方からそれ相応のお年の方も含めて、全県民がやっぱり環境を考える、環境に優しい生活なりを進めていけたらなというぐあいに感じておるところでございます。

本日は、特にそういうところでは初めての開催ということですが、そういう計画の御審議というか、諮問とか、そういう案件が特にはございませんが、そういった昨今の状況を踏まえているところから意見をいただければというぐあいに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○太田次長

ありがとうございました。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。

次第、配席とともに資料1から8まで、上のほうから順番に配付しておると思います。御確認をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。もし途中、不足等ございましたら、また事務局のほうに御連絡いただければというぐあいに思います。

本日の出席委員数は、委員数30名中19名でございます。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第32条第2項に定める審議会の定足数である半数以上を満たしていることを御報告いたします。

ここで、議事に先立ちまして、本日は委員改選後初めての審議会でございますので、大変恐縮ではございますが、各委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。伊藤委員のほうから座席の順番にマイクを回していただければというぐあいに思います。

○伊藤（健）委員

鳥取大学乾燥地研究センターの伊藤と申します。専門は乾燥地の哺乳類の動物生態学です。昨期に続き、2期目を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○赤井委員

NPO法人南部里山デザイン機構の赤井と申します。南部町で里山環境を生かしたまちづくりということにNPOで取り組んでおります。個人的には、職業として建設コンサルタントのような仕事をしておりまして、特に建設環境の部分を専門としております。よろしくお願いいたします。

○山崎委員

皆様、おはようございます。株式会社パワフルジャパン伯耆の山崎と申します。株式会社のパワフルジャパン伯耆は、伯耆町のまちづくりの推進協議会というところから発生していきまして、まちおこしの会社です。私は地域子育ての拠点事業ということで、子育て支援のアドバイザーをしております。個人的にはフードバンクのほうにもかかわっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田委員

おはようございます。大山町の住民生活課長の森田と申します。担当は、環境衛生、廃棄物の関係の担当をしております。今回初めての就任ということですので、よろしくお願いいたします。

○奥村委員

おはようございます。私は連合婦人会のほうで出させていただきます奥村と申します。八頭町で保育所に勤めておりますので、子供たちが相手ですので環境問題は大変関心があります。ただ、子供たちと進めておりますので、今回わからないこともたくさんあるかと思いますが、皆さんに助けをいただきながら務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○北岡委員

岡山理科大学の北岡と申します。定年になりましたが、まだ温泉とか地下水の研究をしております。よろしくお願いいたします。

○松本委員

こんにちは。公衆浴場組合理事長の松本と申します。地下水・温泉部会のほうの委員もしております。どうぞよろしく申し上げます。

○橋本委員

鳥取県の理容美容の専門学校で理容師、美容師法、法律と、それから、それに関連した法律等を教えております橋本と申します。よろしく申し上げます。

○石賀委員

島根大学の石賀でございます。温泉開発の仕事に昔携わっておりまして、その後、地下水開発ですとか、現在は留学生をたくさん指導していますので、アジアの地下水の汚染の問題に取り組んでおります。よろしくお願ひいたします。

○大住委員

鳥取大学農学部の大住と申します。専門は森林管理とか林業から天然林の管理までやっております。よろしくお願ひいたします。

○松村委員

おはようございます。公立鳥取環境大学環境学部の松村治夫と申します。専門は廃棄物リサイクルですが、本当のオリジナルは資源工学ということで、天然資源の採掘から利用、そして処理を学生時代は勉強してまいりました。よろしくお願ひいたします。

○安田委員

おはようございます。鳥取大学乾燥地研究センター、安田でございます。専門は水文学で、乾燥地の地下水、土壌水などの水環境を研究しております。よろしくお願ひいたします。

○吉澤委員

おはようございます。伯耆町から参りました吉澤と申します。鳥獣部会です。以前は、コンサルタントの下請をする環境調査の仕事をしていました。生物を海に山に川に探すよ

うな仕事をしていたのですけれども、今はそちらをやめてエコツアーガイドなんかをしています。子供たちに自然環境のことを伝えたりしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○手島委員

手島といいます。どうかよろしくお願いいたします。環境省が策定した環境管理システムのエコアクション21の審査及び鳥取県が作成したTEASですね、鳥取県版環境管理システムの審査をやっております。それと、省エネ診断についても現在やっております。どうかよろしくお願いいたします。

○米井委員

智頭石油の米井と申します。ガソリンスタンドがメインですけれども、車の関係とか家庭とか工場の関係とか、総合的なエネルギーの販売を行っております。あと車のほうでは整備工場とかもやっております、特に電気自動車の普及とかカーシェアリングとかレンタカーとか、そのあたり近年力を入れてやっております。あともともと智頭ですので、林業とかバイオマスの関係も力を入れてやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木委員

米子高専物質工学科の青木です。よろしくお願いいたします。

○上田委員

中海テレビ放送の上田と申します。よろしくお願いいたします。中海の環境改善に関する番組を10数年制作しております。

○岸本委員

倉吉市中部関金町のNPO法人養生の郷の岸本と申します。ふだんは関金町のまちづくりということで、竹林整備ですとか、あとは自然、子供たちとかの自然体験などもやっております。また、個人的には環境は長くて、普及啓発の感じでもう15年ぐらいやっているかなと思います。現在は省エネ診断なんかを手島さんなんかと一緒にやっております。

よろしくお願いいたします。

○寶來委員

おはようございます。鳥取大学の寶來と申します。専門は、ここに書いていますように環境化学なのですが、具体的に言いますと、特に微量元素にターゲットを絞っておりまして、微量元素の汚染実態とその生態系における環境影響評価ということをやっております。よろしくお願いいたします。

○太田次長

皆様、ありがとうございました。

続いて、事務局より、担当する部会を含めまして自己紹介をさせていただきます。

私、この全体会及び企画政策部会のほうを担当させていただきます。また、ちょっときょうは冒頭より司会進行をしております。申しおくれました、私、鳥取県生活環境部次長兼環境立県推進課長をしております太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大呂課長

失礼します。水・大気環境課長、大呂と申します。部会のほうでは、大気・水質、それから温泉・地下水の関係をお世話になります。どうぞよろしくお願います。

○山根課長

失礼します。循環型社会推進課長の山根と申します。部会といたしましては、廃棄物・リサイクル部会をお世話になると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池内課長

緑豊かな自然課の池内と申します。部会のほうでは、自然保護部会、そして鳥獣部会を御厄介になります。よろしくお願いいたします。

○坂口課長

くらしの安心推進課長の坂口と申します。温泉・地下水部会で温泉法の担当をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○太田次長

それでは、早速ではございますが、議事のほうに入らせていただきます。

議事1、会長・副会長の選任に入りたいと思います。

会長、副会長は、条例第31条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様の方から立候補、御推薦等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、皆様の方から立候補等ないようでございますので、事務局から提案をさせていただきますというぐあいに思います。

大変恐縮ではございますが、会長を松村委員、副会長を大住委員をお願いしてはどうかと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。（拍手）

ありがとうございます。皆様から拍手によりまして御承認をいただいたということとあります。ありがとうございます。

それでは、松村委員、大住委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、会長を松村委員、副会長を大住委員をお願いいたします。

それでは、松村会長、大住副会長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○松村会長

ただいま会長に御指名いただきました公立鳥取環境大学の松村と申します。

私自身は、先ほど申し上げましたように廃棄物リサイクルが専門です。この環境の分野というのは非常に幅が広く、1人の力では全くできませんので、それぞれの分野の皆様方のいろいろと御協力を得て進めさせていただきたいということで、ぜひとも御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それから、あと私事ですが、実は会長をお引き受けするに当たってちょっと悩んだのが、両耳、物心ついたときから難聴で、補聴器を使用してやっと聞こえるという状況で、普通は口の動きを見るほうですが、大きい会場になると口の動きも見えないので、ちょっと逡巡したのですが、御協力いただけるということで、また、要約筆記も県の御配慮でつけていただいたということで進めさせていただきます。よく聞き取りにくい部分もあるかと思えます。御迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それから、先ほど広田部長からもお話がありましたように、パリ協定というのが昨年1

1月4日に採択されまして、これから全世界的に新しい生活の仕方へ向けての大きな転換が進むだろうと。そしてまた、それが世界的にも期待されていると思います。先ほどトップランナーという言葉が出てまいりましたけれども、2020年には東京オリンピックもありますし、国際的なトップランナーにもなれるように本県が目指して進めていけば、本県のいろいろ抱える問題の解決にも環境という手段を通じて新しく切り開いていけるのではないかと考えています。その意味では、県民の皆様方のご支援をいただくようなことも今後、この審議会で検討が始まると思いますが、御協力のほどよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○大住委員

ただいま御指名いただきました大住と申します。鳥取大学の大住と申します。

私自身は、先ほど申し上げましたように森林の取り扱いのほうが専門なものですから、必ずしも環境のもう一つの汚染とか、そちらのほうは詳しくはないのですが、ただ、私も鳥取に来てまだ3年たったところで、実はそれほど鳥取県内のことはよく存じ上げているわけではないのですが、ここで一緒に勉強させていただきながら、皆さんの御指導を得ながら何とかやっていきたいと思っております。

運営に当たりましては、会長を補佐しながら、なるべく形式的ではなくて実質的な議論ができるように配慮していきたいと。そのほうがよりよい結論が得られると思っておりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

○太田次長

ありがとうございました。

それでは、今後の進行につきましては、松村会長のほうにお願いをいたします。

○松村会長

それでは、始めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

お手元の次第のとおりですが、議事の1に、各委員の所属部会の指名及び部会長の選任があります。まず、これを行わせていただきます。

まず、各委員の所属部会です。本来ですと、この条例の33条の第2項により、部会に属すべき委員は、会長が指名するということになっておりますが、皆様の専門分野につ

いて全て把握しているわけではありませんので、これについては事務局のほうから御提案
いただきたいと思います。

また、今回初めて委員になられた方も多数いらっしゃいますので、議事の2、審議会の
概要についても、あわせて御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○竹永衛生技師

それでは、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。

私は県庁環境立県推進課の竹永と申します。皆様との調整等々を含めて担当させていた
だいておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。お手元の資料の右肩に資料1と書いてある
ものと資料2と書いてあるもの、この2つで御説明をさせていただきたいと思います。

まず資料1でございますけれども、今回の委員の皆様所属部会につきまして、事務局
案という形でお示しをしているものでございます。表の左側に委員の皆様のお名前が書い
てありまして、所属部会ということで6つ、企画政策、大気・水質、廃棄物・リサイクル、
自然保護、温泉・地下水、鳥獣という6つの部会でそれぞれ御所属の案を示させていただ
いております。委員の皆様は6つの部会のいずれかに所属していただく形となっております
して、今回、皆様の専門分野等を踏まえまして、丸印がついた部会のほうに所属をお願い
したいということで、事務局のほうから提案をさせていただきたいというところでござい
ます。

続きまして、資料2をごらんください。環境審議会の概要につきまして、今回初めて委
員になられた方もいらっしゃいますので、簡単にですけれども、御説明をさせていただ
きたいと思います。

環境審議会についてということで、1番に書いてございます。環境審議会とは、鳥取県
の環境基本条例に基づきます県の附属機関という位置づけでございます。30名の学識経
験者等で構成されておりまして、知事の諮問に応じて環境に関するような重要事項の調査
審議を行っていただくということで、任期は2年間ということですので、皆様どうぞよろ
しくお願いいたします。

先ほど名前を上げさせていただきました6つの部会を置くということになっております。

続いて、2番、環境審議会の手続の流れでございますけれども、図でお示ししてありま
す。まず左上のところに鳥取県知事というのがございまして、右側に環境審議会会長のほ

うに線が、矢印が引っ張ってあって、諮問ということになっていますけれども、まず案件に応じて、この諮問ということをしていただきます。諮問を審議会の会長が受けますと、会長から下のほうにおりていきまして、まず会長は審議会委員を招集して、審議会の開催をします。その審議会の場では事務局、県のほうから諮問事項の内容について説明を行った上で、委員による議論を行っていただく。案件の内容に応じてそれぞれ専門部会、先ほどの6つの部会のいずれかに付議を行っていただきまして、さらにその部会の中で議論を深めていく形になります。部会で議論をされた内容は、最終的に部会のほうでまず議決をしていただいて、部会長報告という形で全体会のほうに部会のほうから報告をして、改めて全体会のほうで審議をします。それでもって、委員の皆様の意思決定としては答申を決定していただくという形になります。最終的には、その答申が県のほうに返される形になりまして、県としては、その答申の内容を踏まえまして施策を実施していくという流れで進めていくというのが基本の流れになります。

ただ、案件によりましては、非常に専門性が高いとか、全体会までの審議は必要ではないのかという案件もございます。そういったものについては部会のみで議決をすることができる規定を設けております。図で言いますと、まず県知事から諮問が審議会会長に行くところまでは一緒でして、その会長から右側のほうに点線が出ております。ですので、全体会を通さないで、審議会会長が専門性が高いということで直接専門部会のほうに付議をして、部会での議論をする。その部会で議決された内容を会長が同意することでもって答申をするという流れの規定を設けております。

はぐっていただきまして、2ページ目でございます。この環境審議会の根拠となる環境基本条例の抜粋でございます。

3ページ目が運営要領ということで、さらに詳しい事務について記載をしています。

さらにはぐっていただきまして4ページ目には、それぞれの部会の所掌事務ということで、それぞれの部会がどういったことを担当するのかということをお示ししております。こちらについて、ちょっと簡単に説明をさせていただきますが、まず企画政策部会でございます。環境基本計画の策定・変更に係る専門調査に関することや、その他の部会に該当しないような案件については、企画政策部会で担当させていただくということになっています。

それから、大気・水質部会でございます。こちらは水質汚濁防止法、農用地土壌の汚染等に関する法律等々、そういったことの事務を担当していただくことになっております。

廃棄物・リサイクル部会ですけれども、こちらは廃棄物処理法に規定された審議会の事務、あるいは廃棄物処理計画の策定に関すること等々を担当していただくということになっております。

それから、自然保護部会でございますけれども、こちらは自然環境保全条例や県立自然公園条例に規定された審議会の事務を担当していただくということになります。

温泉・地下水部会ですけれども、こちらは温泉法、温泉の掘削や増掘等々で許可申請の関係ですとか、あるいは地下水条例に規定された審議会の事務というものを担当していただくことになっております。

それから、鳥獣部会ですけれども、こちらは鳥獣保護法に規定された審議会の事務を担当していただくことになっております。

ここに記載された事務のうち、それぞれ項目の手前に二重丸とか丸がついていると思えますけれども、ここに上げてあるのは全部ではなくて、あくまで一例ではあるのですが、二重丸のほうは、1回全体会で審議していただいて部会に付議された後、改めて全体会でもう一度議論して答申を決定していただくと。先ほどのフロー図でいう実線矢印のほうの流れをとっていただくような審議事項になります。一重丸のほうですね、例えば温泉・地下水部会の温泉法に規定された事務、協議会に関する事とか、そういったことは非常に専門性が高いというところで、全体会で審議を行わない、先ほどのフロー図でいうところの点線のほうの矢印のフローで進んでいくような事務に該当するものという例として挙げさせていただきます。

続きまして、5ページをごらんください。こちらが前期、平成26年の10月から28年10月の間の諮問・答申の状況や開催状況あるいは今後の審議予定ということで作成しているものでございます。

まず1番ですけれども、前期の審議事項ですけれども、全体会決議事項としては4件ございました。

2番目として、部会のみで議決をする事項ですけれども、こちらは11件ございました。部会で議決された事項につきましては、全体会で審議をいただくことはないのですけれども、直近の全体会でその審議結果を報告するというルールにしておりまして、今回、本日の会議では、ナンバーでいうところの9番、10番、11番の事項について御説明をさせていただきますことになるかと思えます。

それから、3番目ですけれども、これは実際に、何年何月何日に審議会を開催したかと

いうことを一覧にさせていただいています。

それで、はぐっていただきまして6ページでは、それを縦表にして、具体的にどういった中身の審議をしたかということの詳細といいますか、記載したものでございます。

それから、最後に4番ですけれども、こちらが今後の審議予定案件でございます。全体会での諮問案件としては、次期廃棄物処理計画を平成30年度ごろに予定をしております。また、部会議決案件としては、温泉の掘削・動力装置等々の許可や地下水の影響調査や採取計画の審査というのが随時、申請の都度行われるような予定となっておりますし、鳥獣部会のほうでは、次期鳥獣保護計画ですとか、事業管理計画の策定といったことが予定されているというふうに伺っております。こちらはあくまで予定ですので、御承知いただけたらと思います。

事務局からは以上でございます。

○松村会長

ありがとうございました。ただいま事務局より審議会の概要についての説明と、各委員会の所属部会の提案をいただきました。

ただいまの内容につきまして、御質問、御意見等がありますでしょうか。

御質問等がないようでしたら、各委員の所属会についてはこれでよろしいでしょうか。

もし問題がなければ名簿のとおりにさせていただきたいと思います。では、よろしくお願いたします。

では、続きまして、部会長の選任ですが、これについてもこの場で決めたいと思います。こちらも条例によって、委員の互選で選任するということになっておりますが、各部会委員の皆様から立候補とか御推薦ございますでしょうか。

ないようですので、事務局のほうから何か御提案ございますでしょうか。

○池山課長補佐

では、事務局から各部会長について提案させていただきます。

企画政策部会に田村委員を、大気・水質部会に安田委員を、廃棄物・リサイクル部会に松村委員を、さらに自然保護部会に大住委員を、温泉・地下水部会に石賀委員を、鳥獣部会に柴垣委員を、それぞれ各部会の部会長様に御提案させていただきます。

○松村会長

ただいま事務局より各部会長について御提案がございましたが、御異議がないようでしたら、拍手にて御承認をお願いいたします。（拍手）

御指名されました委員の皆様方、よろしいでしょうか。なお、本日御欠席の委員の皆様からは、既に御了承をいただいていると事務局から伺っております。

それでは、各部会長の皆様、いろいろと大変なところお手数おかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。

また、今度は各副部会長のほうですが、各部会の開催の際に決めていただければと思っております。

続きまして、今度は議事の3、部会議決事項の報告です。

これは、先ほどの審議会の概要の中でも御説明がありました、会長の同意を得て部会において議決した事項について、審議会運営要領の第6条第2項に基づいて、会長が審議会の全体会に報告するものです。

今回は、地下水・温泉部会において議決された、1番、温泉の掘削等の許可について、それから地下水の環境調査計画書、この2件について報告させていただきます。

詳細については、事務局からまとめて御説明をお願いいたします。

○坂口課長

そうしますと、くらしの安心推進課でございます。

資料の3をお願いいたします。温泉法に基づきます許可申請案件につきまして、審議をいただいておりますので、結果について御報告させていただきます。

温泉法では、温泉を湧出するために土地を掘削したり、それから、温泉をくみ上げるためにポンプを設置するといった場合には許可が必要というふうにされておまして、また、この許可につきまして、適否を判断する場合については審議会の意見を聞くというふうに法律で定められております。この規定に基づきまして、昨年度は1件の審議をいただいております。具体は資料のほうに記載をさせていただきますけれども、申請場所としましては鳥取市の晩稲、内容としましては、民間の研修所の建設が予定されておまして、その研修所内の浴場に温泉を配湯するという目的で温泉を掘削するという掘削許可の申請をいただいております。これにつきまして審議をいただいた結果、一番右側ですけれども、許可が適当ということで答申をいただきました。この答申に基づきまして、10月付で温

泉法に基づきます許可を行ったということでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○大呂課長

では、続きまして、水・大気環境課のほうから、資料4、鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項について報告させていただきます。

前回の審議会以降に、温泉・地下水部会で議決した地下水の影響調査の計画書等についてでございますが、まず、ちょっと簡単に2ページのほうをごらんいただきますと、手続についてのフローを説明しております。とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に基づきまして、地下水を採取しようとする事業者につきましては、届け出、調査等の義務づけをしております。そこがございますように、第1段階として、井戸掘削前に影響調査計画を審査し、第2段階として、影響調査実施後に最終計画を審査するという流れになっております。それぞれの段階で審議会の部会のほうで御意見をいただきまして、そちらをもとに知事のほうの意見として事業者には回答をしているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、今回、報告いたします案件につきましては、前回の全体会以降、2回の部会を開催しております。そこに記載のとおりでございますが、影響調査計画については1件、採取計画については4件、御審議いただきました。それぞれ答申内容のところがございます意見について、内容をいただきまして、それをもとに知事の意見として事業者には回答しております。事業者には、この意見の遵守を求めているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○松村会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただいた資料3と資料4の2つの内容についてですが、何か御質問とか御意見等がございますでしょうか。両方とも温泉・地下水部会のほうでいろいろと検討されて、必要な手続等も進めてこられたと伺っておりますが、何かございますか。

温泉・地下水部会の委員の方々、部会員の方で、何か補足説明とかすることがございま

すか。特にありませんですか。（「ないです」と呼ぶ者あり）わかりました。

それでは、続いて、今度は議題の5番ですが、報告事項です。

事務局から報告事項が4件あるようですので、まとめて御説明をお願いいたします。

○太田次長

それでは、事務局のほうから報告事項を4点させていただきますが、まず1つ目、資料5をお願いいたします。とっとり環境推進県民会議の立ち上げについて、御報告をさせていただきます。

パリ協定が今年の11月4日に発効したということでございまして、世界的にも、我が日本におきましても、この環境の取り組みの推進ということが進められているところでございます。鳥取県におきましても、温室効果ガスの削減とか循環型社会の構築を一層推進していくということを目指しまして、県民の皆様や住民団体、事業者、行政、そういった各主体が一緒になって、県民運動的に環境実践活動に取り組んでいくような仕組みがつかれないかなということで、このたび、この県民会議を立ち上げたところでございます。

この県民会議におきまして、この環境実践に係る取り組みの県民運動的な展開策であるとかPR策、そういったことについて検討を進めるとともに、運動の実践に当たっては、これらのメンバーの皆さんにもリーダー役あるいは中心的な役割を果たしていただきたいということを期待しているところでございます。年末に第1回の会議を開催いたしまして、さまざまな意見、広報に関することであったり、関係団体のマッチングのことであったり、後継者等の育成のことであったり、あるいは活動の支援、それぞれの活動の支援について御意見をいただいたところでございます。現在、県のほうではそういった御意見や提案を、平成29年度の予算に向けて調整を行っているところでございます。今後、こういった取り組み等を中心としながら、県民の皆様一人一人が環境活動に取り組んでいただいて、大きな県民運動のようなことにつながるような、そういったことを目指していきたいというぐあいには思っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○大呂課長

では、引き続きまして、資料6のほうをごらんください。資料6は1ページから8ページまで、ちょっと分量がたくさんございます。平成27年度鳥取県内における水環境、大

気環境、一般環境中のダイオキシン類の調査結果等についてということでございます。

まずは水環境についてでございますが、1ページ及び2ページ、3ページあたりになります。平成27年度の公共用水域の水質測定結果につきましては、河川124など186地点におきまして調査しております。生活環境項目といたしましては、BOD、CODほか12項目について測定を実施いたしました。表をたくさんつけおりますけれども、表の1-1がBOD、CODの様子、おめくりいただきまして1-2が湖沼の全窒素、全リンの状況、それから1-3が環境基準の達成状況というふうに掲載しております。

結果につきましては、2ページをごらんいただくといいかもしれませんが、河川及び海域はおおむね正常でございますが、湖沼においては、改善傾向にはあるものの依然として環境基準を達成できていないという状況でございます。

それから、3ページでございますが、健康項目については、そこに記載の27項目について測定しております。注書きにございますけれども、ホウ素についてのみ、2地点で環境基準を超過いたしました。いずれも海水の影響を受けたものと考えられますが、こちらは例年同様な傾向が見られるというところでございます。

続きまして、4ページでございます。県内の三大湖沼の状況ということで、中海、湖山池、東郷池のトピックスを載せております。中海の水質、特にCODは、現行の調査を開始した昭和59年以降で最も低くなった昨年に引き続き、低目の値で推移しております。また、窒素、リンも低目の値となっております、全体として改善傾向にあるのではと考えております。それから、活用、啓発の取り組みといたしましては、山陰地方では初となりますSUPといいます合同の大会の開催ですとか、それから、14年ぶりに全国規模のラムサールシンポジウムを開催いたしましたというところでございます。

中ほど、湖山池でございます。湖山池は汽水化から5年が経過ということでございまして、塩分濃度は目標範囲で管理できているというところでございます。水質も現状では良好な状況であると考えております。トピックスとして、水門についていろいろと改善を図っておりますが、そういったことで綿密な水管理を行うための改良をさらに推し進めているところでございます。こちらについては、平成29年度に完成するという予定でございます。

下のほう3番、東郷池でございます。こちらにつきましては、トピックスといたしまして、平成27年度末で水管理の計画の終期を迎えることから、現在、次期計画の策定を進めております。これは後ほど報告として概要を説明いたしたいと思っております。

引き続きまして、5ページでございます。地下水の関係でございます。こちらにつきましては、県内54カ所の井戸において、カドミウムなど28項目について調査を実施いたしております。結果につきましては、記載のところでございますけれども、17カ所で基準に適合していないということが確認されております。なお、概況調査によりまして、新たな汚水井戸というのは確認されておられません。

それから、6ページ、7ページあたりでございます。これは大気の関係でございます。大気の汚染調査結果につきましては、常時監視項目、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素につきましては、環境基準を達成いたしております。一方、光化学オキシダント、PM_{2.5}につきましては、環境基準を達成できていないという状況でございます。PM_{2.5}については、大陸からの越境汚染の影響が大きいと考えております。その他、6ページ後段でございますが、有害大気汚染物質のモニタリング調査というのがございまして、こちらは環境基準及び指針値が設定されている物質については、全ての地点で基準以下であったというところでございます。

それから、8ページでございます。こちらは平成27年度のダイオキシン類の調査でございます。大気4地点、水質・底質27地点、地下水7地点、土壌15地点で実施しております。全ての地点で環境基準を達成しているというところでございます。

以上、ちょっと駆け足でございましたけれども、こちらが資料6の水環境、大気、一般環境中のダイオキシン等の調査結果でございました。

引き続きまして、資料7でございます。こちらのほう、先ほど若干申し上げましたけれども、東郷池の水環境保全プログラムについてというところで御説明させていただきます。

東郷池の水環境保全プログラムにつきましては、平成18年から27年度をまず1期といたしまして、水管理の計画を策定して取り組みを進めてまいりました。この地域の状況といたしましては、下水道等の生活排水対策というのがほぼ完了しているところでございまして、資料7の3ページあたりを見ていただきますと、そういう生活排水対策が完了していることもありまして、指標としては横ばいの傾向で、大きな改善には至っていないというのが現状でございます。こういうことございまして、次期水質の計画につきましては、1期の目標値を継承しつつ、もう少し住民参画による視点を入れまして、住民にわかりやすい水質の感覚指標ですとか、それから環境教育の支援、それから、そういった住民活動支援なども盛り込んだところも計画として策定しようということで作業をしております。

また、新たな取り組みとして、20年から30年後の目指すべき姿というのを地元と共有しようということで、一緒に考えるような取り組みも中に盛り込んでみてはどうかと考えております。

それから、具体の流入負荷の削減といたしましては、これまで水田については取り組みをしておりますけれども、農業地域からの負荷のところでは、果樹についても少し取り組みを促すようなところも考えてみてはどうかと思っております。

現在、この計画につきましては、パブリックコメントですとか、それから地元の湯梨浜町で意見聴取を実施しているところがございます、年内には成案として策定できるよう作業を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○池内課長

では、続きまして、高病原性鳥インフルエンザウイルス検出に伴う検出状況につきまして、緑豊かな自然課より報告いたします。

資料8をお願いいたします。今年度、非常にこの高病原性鳥インフルエンザウイルス、これが全国的に検出されておまして、今現在全国で、野鳥につきましては16都道府県、件数的には171件、これが検出されております。また、家禽、これは飼育されている鶏でございますけれども、家禽につきましては6道県の8事例ということでございます。直近のものでは、野鳥につきましては1月11日に浜田市で、1月13日には兵庫県で、また、家禽につきましては、ついせんだっての1月14日、岐阜県でこれが検出されております。

県内といたしましては、下の1、主な経過に記載しております。まず最初が11月15日に鳥取市気高町の日光池周辺、ここで検出されました。2例目としましては11月20日に米子市の米子水鳥公園、こちらで検出されております。ただ、この2件とも、採取から45日経過しまして新たな検出がない場合には、これは重点監視区域という監視を重点的に行う区域、半径10キロというものでございますが、この指定が解除になるというのがございまして、鳥取市につきましては1月3日に、また、米子市につきましては1月5日にこの重点監視区域が解除されております。ただ、2の県の野鳥監視体制についてに書いてありますが、県としましては解除になりましても引き続き監視体制を続けていくということで、全県的に見守りを続けているところでございます。

今後の対応でございますけれども、今申しましたように、パトロールを続けるということとあわせて、やはり鳥インフルエンザについての正確な情報提供、これを行っていききたいと。例えば鳥肉や卵、これでインフルエンザに感染することはないよというお話、それから、基本的には人には移りにくいと、よほど濃厚な接触がないと鳥インフルエンザが人に感染するというおそれは少ないという、そういった情報、これを提供していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○松村会長

ありがとうございました。ただいま資料5、6、7、8と4つの資料で御説明いただきました。

これにつきまして、何か御質問とか御意見等ございますでしょうか。

どうぞ、寶來委員、お願いします。

○寶來委員

1つお聞きしたいのですけれども、湖山池と東郷湖のところで、ちょっと教えていただきたいのですが、COD、BODを例えば東郷湖と湖山池で比較すると、やはり湖山池のほうが高いということなのですが、そして、下水整備に関しまして、湖山池の周辺ではどのくらい進んでいるのかなというのが、ちょっと教えていただきたい。

○奥田係長

正確な数字をちょっと記憶してないのですが、湖山池周辺では7割から8割だと思っています。一方、東郷池のほうでは98%という形です。

○寶來委員 年々改善されているのですか、湖山池周辺では。

○奥田係長

湖山池のほうは今も進んでいるところでして、面整備であるとか管ができたところに実際に住民さんがつながるというところで、計画どおりという形で進んでいるということです。

○寶來委員

例えば、県というか、市かもしれないのですけれども、あの辺、例えば何年後には100%とか、何か目標とかあったりするのですか。

○奥田係長

そうですね。計画的に進めておまして、ある地域が終われば次の地域という形で、いつまでに100%というのはちょっとわからないのですが、そういった形で進めているということです。

○寶來委員 ありがとうございます。

○松村会長

寶來委員、よろしいでしょうか。

ほかにどなたか御意見とか御質問はございますか。

奥村委員、どうぞ。

○奥村委員

済みません、失礼いたします。今の資料についてということではないのですけれども、いろいろに取り組みをなさって、こうしてこういう会に出て話を聞けばいろんな取り組みがなされているのだなということが具体的にはわかるのですけれども、これを県民の皆さんに啓発するとかお知らせするとかという面につきましては、県政だよりとかということで町民の皆さんにはお知らせされているのでしょうか。そのほか、何か啓発の仕方とか、やっぱり一部の人だけがわかっていてもいけない、みんなで、先ほどもありましたけれども、環境推進県民会議の立ち上げとかにつきましては本当にみんなで進めていこうと思えば、啓発の部分というのがどういうふうになされているのか、よほど関心がある方は本当にじっくり読まれるのですが、そのあたりのことがどうかなと思ひまして、御質問といたしますか、教えていただけたらと思います。

○松村会長 事務局、どうぞ。

○太田次長

それでは、事務局のほうから御返答させていただきます。

その普及啓発の問題、PRの問題というのは、私ども仕事している中で非常に大切な問題であり、かつ、なかなか十分に行き届かない、我々としては精いっぱい頑張っただけでやっているところですけども、なかなか届かないというところがあるなと思っているのが正直なところでございます。

先ほど奥村委員のほうから御提示がありました、県政だよりを使ったりであるとか、県のほうの広報予算を使ったり、そういった形でももちろんPR等は進めていく、あるいは進めているところではあります。あわせて、まさに今県民会議のお話がありました。私ども県民会議では、これまで以上に県民のお一人お一人、あるいは団体の皆さんに積極的に動いていただこう、そういった気持ちで思っております。そのときに、1回目の県民の会議のときにも御意見があったのですけれども、ちゃんと皆さんにお知らせする、あるいは知っていただく、PRする、そういうことは大切だろうという御意見もいただいたところです。引き続き、もともとやっておりましたようなPR活動は続けていくわけですが、また新たにこういった形での予算も、県民会議を端緒としての予算どりなどもいたしましてPRを努めてまいりたいなと思っております。まだ正式には確定もしていませんが、この3月の半ばにも1回目の少しイベントのようなことをさせていただきたいというぐあいには思っております、そういったことをきっかけとしながら、また、こういった形でのPRが効果的なのかというのも、この会議の中でいただきながら、そのメンバーの皆さんとも一緒になってちゃんと県民のお一人お一人につないでいくような、そういったことを狙っていきたいなというぐあいに思っているところです。

なかなか十分にいかないところがままならないところではありますが、我々としては精いっぱい取り組んでまいりたいというぐあいに思っております。

○松村会長

奥村委員、よろしいでしょうか。参加意識を持ってもらうための情報を伝えるというのは非常に難しい話だなというのは私も思っております、大学での学生にいかんそういったことを周知するかについても難しい課題があります。一方で、本人が参加意識を持って取り組んだりすると取り組んだことに関連する情報というのが次々と入ってくるという意味では、何らかの形で協力とか参加を促しながら一緒にやっていくのがよい。国でも例え

ば温室効果ガス対策の中でチーム・マイナス6%ということで、京都会議の後にみんなで減らそうという取り組みを進めた。そして、今、都知事になった小池さんが先頭に立って動いて、クールビズとかウォームビズが定着し、その結果、夏にネクタイを締めるというのがなくなってきたわけですが、参加意識を生む何か身近なものが出てくれば、それは新しい世の中、習慣が変わるとか、そういうことにつながるのではないかと。そういう意味では、鳥取版のクールビズとかウォームビズみたいな新しい発想で進めることができないだろうかと思っております。この辺も将来、県民会議での検討課題にさせていただければと思います。

○太田次長

ありがとうございます。ぜひ県民会議などでも議論をいたしまして、そういう一人一人が参加意識を持てるような、そういうような仕組みができないか検討して、実施に移してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○松村会長

ほかに何か御意見とか御質問、今の資料5から資料8までの間で、何かございますか。

○吉澤委員

資料7の東郷池の水環境保全プログラム案についてですけれども、基本的には水質浄化についてだと思うのですが、この東郷池の生物相の把握ですとか、環境を保全していく中で、長期ビジョンの中には豊かな生態系という言葉も入れていらっしゃいますし、一番最後、住民活動との協働促進という中では湖沼環境モニターの実施などもあります。具体的には池みたいな場所、東郷池はすごく大きいと思うのですが、その場所で人間が知らない間に、いつの間にかもうここで、昔はおったのにおらなくなっていたとなったら、もうその場所で絶滅となってしまうと思うのですよね。鳥取県の中で東郷池も湖山池も、とても大事な場所だと思っているのですが、このプログラムを進めていくに当たって、生物の分野の学識経験者が一緒についていらっしゃったりとか、具体的にはどのように生物相の把握、例えば水の中の生き物だけではなくて、周りの植物にしろ哺乳類にしろ、そういったものを把握したり、住民の方と一緒にやっという計画がもし今の段階でわかることがあれば教えていただければと思います。

○松村会長 事務局、お願いいたします。

○大呂課長

今、素案の段階で、一応、パブリックコメント等で生態系のための取り組みということであっておりますのは、まずは衛生環境研究所とか、それから県の水産課、それから湯梨浜町ですとか、その漁協さん、あと地元の東郷池のメダカの会というところもいらっしやいますけれども、そういったところといろいろ協議をしながら調査、研究を進めていくというところを一緒にやっていきましょうかと。それから、環境整備についても、必要なところについては一緒に検証をしていきましょうというところのお話し合いをこういうところでやっていこうというところもございますし、それから、あとは魚道の整備ですとか、そういった具体的なことも出てくれば役割分担を見ながらやっていくというところがございます。

それから、漁業資源の回復というのも1つのテーマでございまして、こちらについては栽培漁業センター、それから漁協さんと協力しながら、代表的なところではヤマトシジミ、これは、とれる年、とれない年がこれまでございましたけれども、そちらについても目標値を定めまして、最大とれていたころのところまで資源を何とか回復できないかというところの検証、取り組みを、今後考えていくというポイントを上げております。

それから、その他の魚種についてはウナギとかフナ、こういったところの種苗放流で資源回復を図るとか、シラウオやワカサギ、こういったところも視点に置きながら漁業資源の拡大を図れないかというところをポイントに、取り組みを考えていこうということで進めております。

○吉澤委員

御丁寧な回答をどうもありがとうございます。人間にかかわりのある分野、例えば食べるものであるシジミとかウナギとか、そういう生物資源、とても大事ではあると思うのですけれども、それ以外の部分、その池にサギが1羽来るか来ないかと、多分人間生活に何か影響があるということはないと思うのですけれども、水の中の生き物だけではなくて、動物とか鳥とか植物とか、生物多様性という言葉がありますが、いろんなものも含めて、せっかくこういうビジョンを掲げていらっしやるので、たくさんの把握をしていただいて、

鳥取県は生物の調査がされていない場所がすごく多いので、もしとられたデータがあれば、ぜひ残していただいて、ほかにも共有できるような形で使用していただければなと思っています。ありがとうございます。

○池内課長

済みません、緑豊かな自然課でございます。参考に1つ御報告いたします。

今、鳥取県の生物多様性の県の戦略というもの、策定を進めているところでございます。これは、一昨年より既に地元で、地域で活動していらっしゃる保護団体の皆様とかの御意見を頂戴しながら、今、骨子をつくりまして、来年度の前半には戦略をつくりたいとやっておるところでございます。その中で、今、吉澤委員よりいろいろ御提案がございました。例えば、これは希少種に限るのですけれども、そういった動植物、こういったものの分布状況とか生育状況、これを関係者の皆様から情報としていただいているのですけれども、これを今、GISに落とし込んで、それをある程度共有すると。それをどんどん積み上げていって、時間軸、それから、そういう平面的な表なり、そういったものをある程度把握できるようなものを、情報を共有できるシステムをつくりたいと考えているところでございます。

ただし、希少種を中心にやっている関係がありまして、やはり場所が詳しくわかると逆に盗まれてしまうとかとられてしまうということがあるものですから、その共有のエリア、細かい情報の共有というのは、やっぱり行政とか限られた人にはしたいと思いますが、ある程度ぼわんとしたレベルのものは何らかの形で県民の皆様にも、ああ、こんなところこんなのがいるのだねというのがわかっていただけるような仕組みを考えていきたいと考えておるところでございます。また、そういったものも、これも戦略の中に落とし込みましてPRしていきたいと考えているところでございます。

○松村会長

吉澤委員、よろしいでしょうか。わかりました。

ほかに何か御意見とか御質問はございますか。

寶來委員、どうぞ。

○寶來委員

もう一つ教えていただきたいのですが、資料6で、5ページの智頭町のトリクロロエチレンがちょっとオーバー、超過しているということが、その汚染原因としては不明ということで、これはたしか昨年と同じ、まだ不明だったと思うのです。これに関しての調査というのは進んでいらっしゃるのでしょうか。

○奥田係長

調査としましては、これが発覚した当初ですから、おおよそ七、八年ぐらい前ですけども、全体の地盤であるとか、そこのガスの調査をして、結果、原因についてわからなかったという形です。その後も数値の推移はこういう形を通っているということで、また新たに原因調査というのは今はしていないという形でございます。

○寶來委員

ちなみにちょっと教えていただきたいのですが、このトリクロロエチレンの一般的なソースというのは、どういったものがあるのですか。

○奥田係長

自然には存在しませんので、人為的な汚染という形になります。よく使うのが電子関係の洗浄液という形で使われているものですけども、そういった形です。

○寶來委員 それは、この地域には存在しないという。

○奥田係長

済みません、もともとそういった工場が近くにあったのですが、そこの工場が実際の汚染源かといったら、そこまでの断定はできなかったというのが数年前の調査の結果ということになります。

○松村会長 どうぞ、上田委員、お願いいたします。

○上田委員

ちょっと知識がない中、発言をさせていただくのでおかしなことを申し上げるかもしれ

ないのですが、資料6の環境基準達成状況についてですが、相変わらず中海の水質というのは米子湾中央部のみ環境基準に不適合ということで、中海の水質が悪いと言われているのは、米子湾周辺の水質が悪いというふうによく言われているのですけれども、その米子湾が悪い理由というのが、よく言われるというか、米子の住民が思っているのは、下水道の普及率とか生活排水の流入によるものが影響が大きいと思っている人が割と多いと思うのですけれども、資料7の東郷池の水環境保全プログラムを見ますと公共下水道の普及が98%と非常に進んでいて、湯梨浜町の皆さんとかの負担を、住民の皆さんが負担をされてこういった生活排水対策をされている地域が東郷池の周辺、そうなんだなときょう思ったのですけれども、の割には東郷池も基準に達していないという状況があるようです。こういったものを見ますと、米子の者からしてみれば、下水道の普及が悪い悪いと言われていても、結局、東郷池は下水道の普及率は、接続率はいいのに環境基準に達していないではないかというふうになってしまいますので、いろいろと農業用水等々の流入があるからなど、いろんな理由があって東郷池の今の結果になっていると思いますけれども、せっかく住民の皆さんがこれだけの接続率を出していらっしゃる地域であれば、もっといい結果があってもいいのではないかなと思いましたので、どういった理由が、東郷池の環境基準達成されていない理由の大きなもの、どういったものがあるのかを、まずは1点教えてくださいたいのがあります。

あともう一点、とっとり環境推進県民会議についてですけれども、先ほど奥村委員さんが県政だよりなどでの発信を求めますといったようなことをおっしゃっていましたが、これ、県民会議、県民運動のようないねりのあるようなものをしようと思っただけで、なかなか県政だより等々、県が発信する情報発信とかだけでは限界があると思うのですね。では、どうすればいいかと思ったときに、やっぱりこのとっとり環境推進県民会議の所属のこの19団体の皆様がどれだけ発信しようという気があるかということが求められていると思うのですね。なので、この県民会議のメンバー、私、きょう初めて見ましたのでよくわからないのですけれども、今度、またこういった会議が開かれることがありましたら、まずもって、この19団体の皆さんがみずから発信をするという、どれだけ意識を持っていらっしゃるのかということとをぜひ持って、活動に加わっていただきたいなと思いましたし、19団体にとどまらず、もっと県民会議のメンバーというか団体をふやされる御予定があるのかどうか、そのあたりも伺いたいと思います。以上です。

○松村会長 事務局、今の2つの質問が出てきましたけれども、いかがでしょうか。

○石賀委員

前半について、ちょっと関連して、よろしいでしょうか。私、汽水湖の研究をしている関係で、こういう水質の汚濁のことは非常に改善の方向に取り組んでいくことをいろいろ考えておりますけれども、流入河川ですとか周辺の農水の水質の管理というのはかなりよくなってきていて、流入負荷量という言葉を使っているのですが、負荷量は非常に低減されています。ですから、栄養塩の供給によるプランクトンの発生というのがかなり抑えられてきているというのが事実だと思うのです。これ、中海もそうですし、大橋川で接続する宍道湖もそうですし、規模の違う湖沼についてもそれはほとんど同じようなことが言えるのですが、ただし、非常に複雑な湖のメカニズムというのがございまして、夏場にやはり成層構造が発達して、低層のほうが貧酸素になって、そこからリン酸塩の溶出がやはり加速されると。そうすると、そのリン酸塩を栄養にして、プランクトンが発生する濁った環境の湖がずっと続いている傾向があると思います。プランクトンが分解されずにといいますか、捕食者がいない場合にはそのまま湖底に堆積しますから、光合成をもって炭酸ガスが有機物に変換されて、有機物が湖沼内に蓄積するというか、富化していくと。それがCODという化学的な酸素要求量という数値で、やはり5ミリを下回らない状況が続いているという。このレジームをどうして変えていくかということで汽水湖の研究というのはされていまして、例えばですけれども、水草の多い、栄養塩を今度は水草が摂取してプランクトンに栄養塩が行かないような、そういうレジームのシフトをするとか、いろんな場合を検討しているのです。ですから、そういうことも鳥取県の方々もよく御存じだと思いますし、なかなか大きな事業で、そうすぐに、そういうレジームシフトを人工的に行うというのは難しいのですが、将来にわたっては、やはり汽水湖の運命というところと、それから、過去に蓄積した、特に米子湾の奥は水の循環が非常に緩やかといいますか遅くて、過去に堆積したものとか、なかなか分解されきらずにいるということとか、しゅんせつした穴から還元水が出てくるとか、いろんな複雑なことが重なっている状況なのです。その1つずつを理解しながら水質改善に向けた取り組みが必要だというのが現状ではないかなと思います。

○松村会長

石賀先生、どうもいろいろありがとうございました。

上田委員、今の御質問の答え、よろしかったでしょうか。

○九鬼課長補佐 済みません、ちょっと事務局のほうから少し。

○松村会長 事務局のほうもよろしく。

○九鬼課長補佐

東郷池について補足させていただきます。水・大気環境課の九鬼といたします。

先ほど、東郷池は下水道の普及がほぼ90数%までいって、なのになぜ、まだ環境基準を達成していないかというところ、先ほど石賀先生のほうからありました、湖沼のメカニズムは複雑だということで、これまで蓄積されていた底泥からの溶出なんかもあつたりしまして、逆に、資料7の3ページのグラフを見ていただければと思うのですが、特に下の全リンが急に上がったりしています。これは、流域からの流入が急にふえたというわけではなくて、最近、潮位の高い傾向が続いていまして、その結果、海に夏場に出にくくなって底泥からリンが溶質して、その結果、リンが高くなったりプランクトンがふえてCODが上がったりということがありました。それで、まだ過去にたまつたものという言い方をされていましたが、そのとおりでございまして、そういう影響でなかなか、下水道が普及しているにもかかわらず、CODがまだだという部分はあります。

ただ、下水、そのほかにも、東郷池の場合ですと周辺地域、農業系、非点源負荷、面源負荷とかいっていますが、山林とか農業の肥料の流入と、使われているやつが流入してくるというのがありまして、この負荷も、下水、まだなかなか入ってきているような状況ですが、環境に優しい農業ということで取り組み始めていまして、少しずつ減らしてきている状況にあります。ですので、全窒素なんかは割と面源から来ている部分が大きくなっていまして、この真ん中のグラフから見ていただきますと、少しずつですけれども、流入は減ってきておるところです。なかなかこのように複雑なメカニズム、それから流入の負荷源もかなりあるところですので、ですので、特に面源の負荷なんかは農業者の方々の協力を得たり、それから住民の方々の協力を得たりということがありますので、次の水環境保全プログラムの中にも、これを一層取り組んでいこうということを盛り込んでいるところ です。

あと、中海の場合、まだ8割ぐらいですね、米子の下水の普及率は。9割になってもこのような状況なので、では、下水は普及させる、もうこれ以上いいではないかというわけではありませんで、まだまだ一層、流入負荷は削減していかなきゃいけないと考えておるところですので、時間はかかる場所ですけれども、少しずつですけれども、下水の普及も取り組んでいこうというふうにしております。ですので、米子市さんのほうで特にあれなのですけれども、この100%になるように、下水ですとか、そのほかの合併処理浄化槽の普及とかあるのですけれども、一層負荷を削減していきたいと考えているところです。

○松村会長 もう1件、県民会議の方を。

○太田次長

それでは、県民会議の関係で御意見をいただきました。重ねて県民の皆様への浸透方策についてということだと思います。

県民会議の皆さんには、先ほどの報告の中でもお話を申し上げましたけれども、御意見を賜るだけではなくて、実際の活動の中でも中核的な役割であるとか先導的な役割、リーダー役、そういったことも果たしていただきたいというのが私どもの思いでございます。ですので、もちろん2回目、3回目と会議を重ねるたびに、皆様のほうにお願いを引き続きしていくということになると思います。1回目を12月にやりましたけれども、まだ1回目のときはこの県民運動をどうしましょうかというところでもございまして、まずは御意見を伺うという面が強かったものですから、実際の行動、活動、施策といったものが今後の提示ということになりますので、そういったものを打ち出しながら、その際には、あわせて会議の皆さんと中心になっていただきながら展開をしていきたいというぐあいに思っています。

また、その県民会議のメンバーをどうするかという話もございました。これを固まったメンバーだとは正直考えておりませんので、随時、メンバーもふやしたり変わったりということは、今後出てくることだと思っています。実はまだ、手探りの状況の中で進めております。県民会議自体を、ある意味県内の全企業であるとか全小・中学校、全市町村、全ての団体が入っていただくようなすごい大きな県民会議にするという、そういったことも考えられる手法ではあるかと思っております。申し上げましたとおり、しょっぱなの段階で、ある一定程度の分野の代表のような方に集まっていただいて、御意見をまずはお聞かせい

ただいたというところでございます。

県民会議、今後どうしていくか、先ほど松村会長のほうからも御提案がございました、チーム・マイナス6%ですか、そういったような形で、この県民会議とは別に、本当に今度は趣旨賛同者を募って行って、1つの運動体を起こす、そういったこともあるのかもしれませんし、少し運動のやり方については今後も引き続き、この会議を動かしながら検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○松村会長

上田委員、よろしいでしょうか。

今、いろいろ重要なお話が出てきたと思っております。排水の問題も、やはり下水とかいろいろ普及しても必ずしも解決できる問題ではないというところもあって、これは廃棄物リサイクルのほうでもそうですが、結局はいろんなものを出してくると、後は燃やしたり埋め立てたり処理するだけでは追いつかなくなるということで、発生抑制とか、3R活動が進められてきましたが、排水の分野でも同じように、汚染したものを出さないという環境に優しい生活とか、それから、先ほど環境に優しい農業という言葉がありましたけれども、そういった事業を進めて、そして、水そのものを大事な財産として出すべき、利用すべきとか、そういうところまでの大きな転換が必要になるのかもしれないと今、感じさせられました。もともと対応することも必要となると、今の県民会議のような場でこういったことも触れていかざるを得ないのではないかと感じているところです。

それから、先ほどの県民会議の話にもありましたけれども、委員の皆様方とか、いろんな方からどういうふうに進めていったらいいとかを伺うことも、より大きな成果を上げるための1つの方法ではないかという気がしております。ちなみに環境省がクールビズとかウォームビズをやったときは、今までの上着にネクタイをすとか、慣習を変えるという大きなものがあつたのですが、この場合も参加できる人たちが参加しながら広げていく。先ほどのチーム・マイナス6%というのも、事業者、市民が私たちはこういうことをしますとアピールしながら進める。そうすると、それがだんだんと広がって大きな変革につながりました。まさにこの県民会議というのも、国が実施してきた流れを変える、生活を変えるというのと同じような位置づけに見えるという気がしております。この辺については、また忌憚のない御意見をいろいろといただければと思っております。

何かほかに御質問とか御意見。

赤井委員、お願いいたします。

○赤井委員

先ほど吉澤委員のお話の中から出てきたお返事の中にあった生物多様性、地域戦略のことについてですけれども、環境審議会であれば、割と直接的に関係するのは自然保護部会と鳥獣部会なのかなとは思っていますが、ちょっと審議会の役割的なことを十分把握していないので、ちょっと変な質問になるかもしれませんが、今、骨子案ができて意見を聴取しているというところで、私も非常に興味があって意見を述べさせてくださいとお願いしたところですが、この審議会との関係というか、今後の連携というか、そういった何かがあるのかなのかということか、お考えでお聞かせいただければと思うのですが。

○太田次長

では、事務局のほうから少しお話をさせていただきます。

先ほど、当課の職員のほうから、この審議会の概要について御説明をさせていただきました。審議会として諮問、答申を求める事項といいますのが、法定のものを基本に考えてございます。法律に基づいて、地方審議会といいますか、鳥取県の環境審議会の意見を聞くということが規定されているものについては、諮問、答申といった手続をさせていただきます。ただ、重要事項について、皆様本当に有識の方に集まっておりますので、それ以外の法定のものでなくても一部報告をし、御意見を伺うという機会を持ちたいというぐあいに思っております。今回の生物多様性の計画につきましては、法律上は義務づけられていないということがございますので、今、私どもとして考えておりますのは、自然保護部会のほうに状況などを報告させていただいて、委員の皆様から御意見を伺うと、そういった手続をとらせていただきたいというぐあいに思っているところです。

○赤井委員

ありがとうございました。自然保護部会は、過去のをしていると余りお仕事がなさそうだなと思ったものですから、ぜひ、そういうところがあればいいのかなと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

○広田部長

今、次長が申しましたように、自然保護部会だけではなくて、鳥獣部会のほうもそういった知見をお持ちの先生方、このたび委員になっていただいておりますので、また、今含めて、鳥獣部会と自然保護部会の委員の皆様、一応骨子なり内容を全員に御意見をいただくような場面をまた設けさせていただきますので、またいろいろ御指導、御助言をいただければというぐあいに思います。よろしく願いいたします。

○松村会長

よろしいでしょうか。

では、次の議題がまだ残っておりまして、議題4番ですが、事務局から何点かあるようですので、よろしく願いいたします。

○山根課長

それでは、失礼いたします。最後のページにチラシをつけております。「おいしく残さず食べきろう！」というチラシをつけております。これについて、少しお知らせと、それから皆様への御協力をお願いということで御案内をさせていただきます。

いわゆる食品ロス、食べられるのに捨てられてしまうという食品ロスが可燃ごみの約2割を占めるという状況がございますので、この食品ロスを減らすという活動の一環といたしまして、宴会での食べ残しを減らすことを目的に、昨年末、12月ごろから、とっとり3010食べきり運動ということで取り組んでおります。

この3010ということでございますけれども、この意味は、宴会開始後30分は、鳥取はおいしいものはたくさんございますので、このおいしいものを存分に召し上がっていただく時間と、（お酒を）つぎに回られずに30分間は存分に召し上がっていただいて、その後、歓談をしていただいて、お開き前になりましたら、また追加で出たもの等あると思いますので、お開きの10分前に、また自席に戻っていただいて食べ切っていただくという運動でございます。このチラシは忘新年会としておりますけれども、宴会の多いシーズン、時期に焦点を当てて取り組もうということを考えておりまして、新年会もそろそろ落ちついたかなと思いますが、今度、3月、4月になりますと歓送迎会がかなり多いと思います。そうしましたら、皆様も歓送迎会に御出席されるということもございましょうし、それから、それぞれの御所属でほかの方にもお知らせいただくということで、3010食べきり運動に取り組んでいただければと思っておりますので、お帰りになられましてから、

お知らせ、それから実践等々、御協力いただければと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。以上です。

○松村会長

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○大呂課長

もう一点、お願いでございます。この後、温泉・地下水部会の委員の皆様におかれましては、お疲れのところ申しわけございませんが、引き続きこの部屋で、10分程度の休憩を挟みまして、部会を開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松村会長 事務局、お願いいたします。

○竹永衛生技師

済みません、本日の会議の議事録につきましてですけれども、議事録につきましては、改めて出席委員の皆様の内容を御確認いただいた上で、資料とあわせて県のホームページ上で公開させていただくように考えておりますので、どうぞ御了承をよろしく願いいたします。

○松村会長

それでは、温泉・地下水部会の委員の方は、また引き続きこの部屋でされるということで、よろしく願いいたします。

先ほど事務局から説明がありました、この食べきり運動ですが、ごみとして大量に出るだけではなくて、もともと食料自給率が低いこの日本でそれだけの多くのものを無駄にする。一方では、世界では食べられないで飢えていく人もおると。そういう中で、より適切な生活を進めていくためには、無駄を減らすという意味で同様に大事だろうかと思います。これは周りの方にもお伝えいただくとか、県民運動の一環として進められるようにいろいろ取り組んでいただければと思っております。

それでは、本日の議事ですが、これで全部終了いたしましたので、これで締めさせていただきます。何か委員の方、ほかにこれを上げるべきだとか、何かございますか。

特にないようでしたら、時間も参りましたので、以上で本日の環境審議会を終了いたします。

なお、本日の議事については、質問や御意見等がございましたら、事務局のほうへ御連絡ください。

委員の皆様には、御多忙中のところ、特に大雪の中、足場の悪い中をお越しいただいて、当審議会に御協力下さり、ありがとうございました。